

農委

なかがわ



小林千歩さんのいちごハウス

「人・農地プランの実質化」にご協力を

那珂川町農業委員会 会長 大金 武夫

町民の皆様には日頃から農業委員会活動に対し深いご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。今年度は新しい取り組みとして、「担い手育成シンポジウム」を開催し、高校生など若い人たちに、農業を営む方々からその魅力をお伝えいただきました。今後も重要な業務として、取り組みを続けていきたいと考えています。

農業委員会には、上記に加え、農地の集約・集積を進めることや、耕作放棄地の発生を防止するという新しい仕事が課せられています。なかでも農地の集積（地域の中心となる経営体に農地を集中させること）については、「人・農地プランの実質化」として農林振興課とともに取り組みを始めました。その第一歩として30アール以上の農地を経営する方々にご協力いただいた「農業経営状況・意向調査」の結果をもとに、地域ごとの懇談会を実施し、作付けをやめる農地を、核となる経営体（農業者）へ集積していく予定です。

言うまでもありませんが、農地は国民の生活を支える大切な基盤で、個人所有でありながら高い公共性を持っているものです。長い時間と労力をかけて切り開かれた農地を後世によりよい形で引き渡すためには、今できる人の手に託し守っていかなければなりません。

中国の詩人陶淵明の詩のなかに「田園将に無れなんとす、胡ぞ帰らざる」^{まさあなん}で始まるものがあります（帰去来辞）。農地の姿は人の心にも大きな影響を及ぼすものとして、耕作放棄地を見るたびにこの詩を思い出しています。今回のプランは、農地の荒廃を食い止める手立てになるものと大いに期待しているところです。

農業委員・最適化推進委員は、このプランを円滑に進めるためのコーディネーターとして活動できるよう各種研修会に参加し力量を高めてきました。該当する皆様におかれましては、プランの趣旨をご覧いただきご協力下さるよう切にお願い申し上げます。

農業委員会委員・農地利用最適化推進委員 担当地区一覧

任期：平成30年7月1日から令和3年6月30日まで（敬称略）

担当地区	農業委員	推進委員	担当地区	農業委員	推進委員
馬頭	高嶋 善壽	西宮 一美	小砂	磯野 均	笹沼 享一
健武	荒井 武	益子 稔	1区	田代喜三郎	山口 昌樹
矢又	菊池 紀子	大武 操	2区・3区	森島 典子	飯塚美知夫
和見	阿久津 功	小高 辰也	4区・5区	田代喜三郎	橋本 征雄
小口	薄井 勇男	古内 朝次	6区(吉田)・9区(東戸田・神田町)	磯部 正美	高梨 作一
北向田	磯野 元壽	小林 一恵	6区(谷田)・7区	三尾谷武人	佐藤 昌孝
久那瀬		高野 康雄	8区	磯部 正美	小口 俊一
松野・富山	佐藤 英一	上杉 正広	9区(三輪1～3区)・10区	薄井 達夫	小森 利之
盛泉	岡 晃	大金 正美	11区		高村 安英
谷川・大内(大平・馬坂、脇郷)	露久保一夫	岡 文雄	12区	東 隆一	塩原 久男
大内(海道平～大畑)・大那地	大金 武夫	佐藤 次男	13区		福嶋 隆久
大山田下郷	永山 律子	屋代 康夫	14区		増子 定徳
大山田上郷		菊池 謙寿			

令和2年度町農林業等施策並びに予算に関する建議要望

令和元年11月20日町長室に於いて、那須南農業協同組合、那須南森林組合と合同で、町への建議要望を行いました。

担い手不足や耕作放棄地の増加、農林産物の価格低迷など農林業、農山村を取りまく環境が深刻化していく中、それぞれの機関から要望がなされました。

農業委員会からは、大金会長と荒井農村振興専門委員長が出席し、福島町長に対し、要望書の提出を行いました。

要望事項の主なものは次のとおりです。



要望事項（一部抜粋）

1 農地利用最適化推進に関する意見

- ①担い手への農地の集積・集約化
- ②耕作放棄地の発生防止・解消
- ③新規参入の促進

2 農業委員会活動の支援

- ①適切かつ円滑な運営のための予算の確保と事務局体制の強化
- ②農業委員の任命に際し、女性及び若者の積極的な登用

3 農業等施策・予算に関する要望

- ①農業振興地域整備計画の適切な見直し
- ②農業用施設の老朽化及び災害等により被害を受けた際の修繕経費の支援
- ③レンゲ草や菜種などの景観作物の奨励と支援

（表紙）
小林千歩さんからの
ひとこと

「いちご作りは感謝と共に」



今年で3作目のいちご作りが始まりました。何も分からずはじめた1年目は、たくさんの方のお世話になってなんとかいちご農家になることが出来たと感じました。いい栽培がしたいと考えた2年目、自分でも納得のいくいちご作りが出来ました。そして今作、育苗に失敗してしまい、先輩農家さんたちの苗を分けていただきいちごを栽培することが出来ています。今年度は、台風19号の被害にあつた方がおられる中、いちごに触れられる日常が続けられるだけでも恵まれていると実感しています。

いちご農家を仕事として始めてから、多くの方々に関わることが増えました。先輩農家さん、指導をして下さる関係機関の皆さん、道の駅のお客さん、私はいつもたくさんの方々にお世話になってばかりです。大変幸せなことだと常に感じていますし、このご恩をいちごや農業を通してお返していければと思っています。今年度は、天候不順でいちごの栽培が尚更難しいと感じていますが、そんな中でもおいしいと言っていただけるいちごを作っていて思っています。（小林 千歩）

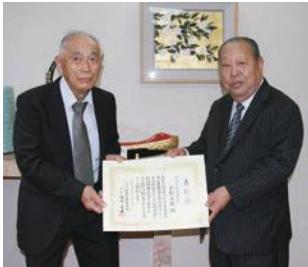
令和元年度永年在職農業委員等表彰

令和元年6月27日、(一社)栃木県農業会議第4回通常総会の席上において、前農業委員の小杉弘之氏が表彰されました。

この表彰は、本県農政及び農業振興に永年貢献し、退任した農業委員等が表彰されるものです。

小杉氏は、農業委員として34年間にわたり、地域農業振興発展に大きく尽力されました。

誠におめでとうございます。



担い手育成シンポジウムに参加して

「そうだ！那珂川町で農業しよう!!」をキャッチフレーズに、令和元年11月14日那珂川町馬頭総合福祉センターを会場に、担い手育成シンポジウムを開催しました。

町農業委員会としてはじめての開催となる、今回のシンポジウムには、農業関係者などおよそ140名の方が参加しました。

まずははじめに、事例発表が行われました。農業と育児を両立しいちご栽培に取り組む小林さん。新規就農し、農薬等を使わない農業を実践している浜中さん。休耕田を利用しホンモロコを養殖する川和さん。授業を通して農業の現状を知り、将来は農村カフェの経営をしたいという馬頭高校2年生の佐藤さん。それぞれが農業を始めたきっかけや農業の魅力、いろいろな工夫、将来の目標や夢などについて発表しました。

次に、事例発表者に、農家民泊を実施している藤田さんとJAなす南青壮年部メンバーの益子さんを加え、パネルディスカッションが行われました。コーディネーターは、栃木県農業振興公社の田中常務理事が務めました。6人のパネラーは、コーディネーターからの様々な話題や質問に答えていました。



そうだ!
那珂川町で
農業しよう!!

今回、シンポジウムに参加して、様々な事例や意見を聞くことができ、担い手の育成、遊休農地の解消など農業が抱える課題に対して取り組みをするうえでのいくつかのヒントをいただきました。

(農業委員 三尾谷 武人)

農業者年金に加入しましょう!!

目的 農業者の老後生活の安定、農業者の確保

被保険者 年間60日以上農業に従事する60歳未満の国民年金1号被保険者

保険料 月額20,000円～67,000円の範囲で被保険者が決定(加入後変更可)

給付(積立方式・確定拠出型)

◎農業者老齢年金 65歳から終身給付(60歳まで繰上支給可)

◎死亡一時金 80歳未満で死亡した場合、遺族に給付

◎特例附加年金(政策支援分)

対象：39歳までに加入した農業所得が900万円以下の認定農業者等

内容：保険料20,000円に対し、4,000～10,000円を国庫補助

老後の備えは、
国民年金
+
農業者年金で



税制優遇措置

農業者年金の保険料は全額社会保険料控除

詳しくは…那珂川町農業委員会事務局へ!

☎ 92-1185

那珂川町の
農業を担う!!

新規就農者紹介

令和元年に新規就農し、ネギを栽培している磯野淳子さんをご紹介します。



Q：プロフィールを教えて下さい。

A：那珂川町健武に生まれ、小・中・高と地元の学校を卒業して、一度地元を離れていましたが、結婚を機に戻つてきました。建築関係の仕事をしている夫と大学生1人、高校生2人の5人家族です。

Q：就農したきっかけを教えて下さい。

A：知人から「野菜を作つてみないか?」と声をかけていただいたのがきっかけです。主人の実家が農業をしていることもあり興味もあったので就農しました。家事や子供たちの都合の合間を見ながら作業ができると言ふことも理由の一つです。

Q：経営作物はなんですか？

A：作物は1年間収穫ができる「ネギ」です。はじめはネギ用の設備が無かったので、すべて手作業で大きさや長さもバラバラだったため処分するものの方が多いかったです。でも、今では少しずつ農機具をそろえ、スーパーやJAなどに安定して出荷できるようになりました。

Q：実際に就農してみてどうですか？大変なことはありますか？

A：慣れない農作業は体力的に大変で真夏や真冬の作業、強風の中での作業、自然災害の対策など毎日休みなくネギの面倒をみなくてはなりません。でも、体を動かすことは嫌いではないので健康のためと思い楽しく農業をしています。子供と同じようにネギの状態を常に観察し成長を見守る、そして、手間をかけた分良い物ができるので野菜作りはおもしろいなと思いました。



Q：将来に向けての目標を教えて下さい。

A：連作が出来ないので他の野菜にも挑戦して農業で生計を立てられるように、これからもたくさんの人々にアドバイスをもらいながら、野菜の魅力を追求していきたいです。

女性農業委員・最適化推進委員研修に参加して

令和元年12月10日 栃木県自治会館において女性農業委員・最適化推進委員研修が開催されました。

緊張の気持ちでいっぱい参加しましたが、会場内は元気でパワフルな、そして、ベテランの農業委員の先輩たちでいっぱいでした。席がグループごとにわかれていますため、他市町の委員の皆さんとの話を聞くことができ参考になりました。

改めて、浅歴ゆえの未熟さを知らされました。そして、これから自分の自分が、農地の利活用にどのように向き合っていくべきかを考えさせられました。

今まで気にもせずに通り過ぎてきた荒廃農地も車で走っていると、あちらこちらで目に付くようになり、改めて担い手不足・高齢化と言うことを考えざるを得ません。いかに農業を受け継ぐと言うことが難しいか一言では言えないものがあります。農業が潤えば荒廃農地も少なくなってくると思います。今後の課題がひとつ見つかったかな・・・そんなことを思わせてくれた研修会でした。 （農業委員 森島 典子）



遊休農地解消・発生防止対策事業（農業委員会・JAなす南青壮年部との） 共催農業体験



今年度も農業委員会・JAなす南青壮年部の方のご尽力で、農業体験を行いました。5月27日、楽しみにしていたさつまいもの苗植えです。園から長靴をはいて準備。「べにあずま」「べにはるか」の苗を用意してくれました。きっと朝早くから用意してくれたのでしょう。畑は畝上げ、マルチ張りなど準備ができていました。苗の植え方の説明を聞きさっそく苗を持って一列に並んで植え付けです。「植え方これでいいの?」「大きくなるかなー」など、収穫を楽しみに植え付けました。最後に畑の周りにひまわりの種を蒔きました。

今年の夏は前半涼しい日が続いていましたが、多くの花を咲かせしていました。

10月26日に予定していたさつまいも掘りは前日の大雨の影響で収穫祭のみになりました。青壮年部の方と1人1回ずつお餅つきの体験をしたり、JAなす南女性会の方が料理を手作りしてくれたりしました。お家の方と一緒においしく食べながら楽しい時間を過ごしました。

待ちに待ったさつまいも掘りは11月1日に行いました。さつまいも掘りを始める前にネズミを見つけて「きっと、美味しいお芋を見つけてきたんだね」と子どもたちは、ほのぼのとした雰囲気の中でさつまいも掘りを始めました。「うわあー」子どもたちの歓声と共にとっても大きなさつまいもがどっさり。「お芋ご飯にしたいなあー」「天ぷら作ってもらいたいなあー」など思い思いのメニューが浮かんでいました。

毎年この事業は子どもたちが「年長さんになったら農業体験に参加できる」と楽しみにしています。（わかあゆ認定こども園）

女性農業委員の活動のひとつとして、JAなす南青壮年部との共催で、今年もわかあゆ認定こども園の園児たちとさつまいもの苗植えとさつまいも掘りを行いました。

苗植えは、5月27日に行いました。

今回植えたのは、「紅あずま」と「紅はるか」の2種類の苗と、ジャンボカボチャの苗です。そして、畑のまわりにはひまわりの種を蒔きました。ひまわりは、夏に大きな花を咲かせました。

10月26日に予定していたさつまいも掘りは、前日の大雨で延期になり、収穫祭のみが行われ、一緒に参加することはできませんでした。

11月1日に待ちに待ったさつまいも掘りを行いました。大きく育ったさつまいもを掘りあてると、園児たちは大喜びで歓声を上げていました。

そして、大きく育った、ジャンボカボチャは、ひばり認定こども園に贈られました。みんなで顔を描いたジャンボカボチャは、園の玄関に飾られたそうです。

子供たちに、この体験を通して食育を学び、農業に対しても関心をもつてもらえたらと思います。

（農業委員 菊池 紀子）



農業委員会からのお知らせ

農地転用は許可が必要です

農地転用とは・・・農地を宅地などの建物敷地、駐車場、資材置場等の用地に転換することです。

◆自分の農地を転用するとき

農地法第4条の許可が必要です。【農地の所有者が申請】

◆農地の売買又は貸借により転用するとき

農地法第5条の許可が必要です。

【農地の所有者と転用を実行する方が連名で申請】



*申請にあたっては、事前に農業委員会にご相談下さい。

各種申請書の締切は毎月5日です

農地法第3条・4条・5条の許可申請受付及び非農地証明願は毎月5日が締切です。5日が土日・祝日の場合は締切日が変更になりますので、農業委員会事務局までお問い合わせ下さい。

※農地利用集積計画作成申出書の締切は月末です。

相続による農地取得について

相続等によって農地の権利を取得した時は、農業委員会に届出が必要です。届出様式・方法については、農業委員会事務局までお問い合わせ下さい。

◆農業委員会が交付する証明書等の一部は有料となります。

(原則本人申請。代理人が申請、受領する場合は委任状が必要となります。)

・農地に関する証明	1件につき200円	(非農地証明・転用事実確認証明)
・農業経営に関する証明	1件につき200円	(耕作証明・農家基本台帳登載証明・農家証明・買受適格証明・相続税・贈与税の納税猶予に関する適格者証明)
・農地台帳記録事項		

要約書の交付 1筆につき200円

◆那珂川町の下限面積(別段面積)について

農地法で定められている下限面積(都府県:50a、北海道:2ha)が、地域の平均的な経営規模や耕作放棄地の状況などからみてその地域の実情に合わない場合には、農業委員会で面積を定めることができます。

【下限面積設定理由】

※農家の平均的な経営規模が50アールを上回るため(2015年農林業センサス値から)
※遊休農地解消に向けて利用権設定等を促進しているため

那珂川町農業委員会では、管内の下限面積を次のように定めています。

地 域	下 限 面 積
那珂川町全域	50アール

平成28年第11回農業委員会総会において決定

農地は適正に管理しましょう

耕作放棄地は、冬は枯れ草が火災の原因となり、夏は病害虫等の発生の原因になり、イノシシ等有害鳥獣の隠れ場所にもなります。



全国農業新聞 農業者の視点でお届けします。

- ①特徴のある週刊新聞 ……> 解説に力点をおいた企業編集とニュース報道
- ②時代に鋭く斬り込む ……> 農政・農業・農村の動き・問題をタイムリーに
- ③経営に役立つ ……> 知っておきたい経営・流通情報と経営マインド
- ④喜びや悩みを共感できる …> 読者の心に訴え、ともに考える
- ⑤読みやすく親しみやすい …> 老若男女が楽しく読める

毎週金曜日発行
(月4回)

月700円、年8,400円
購読の申し込みは、農業委員会へ!
TEL 92-1185

全国農業新聞

◆令和2年2月発行

◆編集・発行／那珂川町農業委員会

〒324-0692 栃木県那須郡那珂川町馬頭555番地 TEL:0287(92)1185 FAX:0287(92)3081